

日調連発第75号  
令和元年6月3日

各土地家屋調査士会長 殿



日本土地家屋調査士会連合会長

令和元年度地籍整備推進調査費補助金（国土調査法第19条第5項に関連する  
民間事業者等直接交付分）の交付希望事業者の募集（第2回）について（お願い）

当連合会の事業計画におきましては、国土調査法第19条第5項の指定を利用して土地家屋  
調査士の日常業務の成果を活用した地図づくりを推進しているところですが、この度、  
国土交通省土地・建設産業局地籍整備課において、標記補助金の交付を希望する事業者の第2  
回の募集が開始されましたので、貴会会員に周知いただきますようお願いします。

なお、同補助金の募集要領につきましては別添のとおりですが、本年度から「事業の実施に  
あたっての留意点」に「地籍調査の成果と同等以上の精度又は正確さの確認」が追加され、「事  
業主体は、実績報告書の提出までに、基準点測量については、第三者機関が確認した結果（審  
査書や検定書等の写し）、境界測量（用地測量）については、第三者機関が確認した結果か境界  
点間距離の測量精度管理表を提出」することとされております。

本件に関する詳細については、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課と協議していきます  
が、当該補助金を申請されるときは、窓口となる地方整備局と相談の上、申請されますよう貴  
会会員に周知方お願いします。

また、国土調査法第19条第5項指定申請の手引きにつきましては、平成31年3月に改訂さ  
れております。

当該申請においては、「認定登記基準点を使用することができないのではないか。」との問合  
せがありましたが、同手引きの4ページに記載のある『民間事業者等の測量成果を活用した地  
籍整備の推進について』（平成26年3月12日付け国土籍第306号）の基準点測量網図の記  
載例の留意事項の中に、例として、「認定登記基準点を使用した場合は、上記与点との関係等を  
確認するため、検定記録書及び検定証明書、網図、認定結果通知書を提出する。」とあります  
で、認定登記基準点を使用することに何ら問題はありません。

なお、認定登記基準点を使用した地籍調査成果の公共測量での取扱いにつきましては、平成  
29年8月29日付け日調連発第130号を参照の上、留意くださいますようお願いします。



# **地籍整備推進調査費補助金**

## **(民間事業者等直接交付分)**

### **令和元年度 募集要領**

#### **(第2回)**

##### **■応募受付期間**

令和元年5月14日（火曜日）から隨時  
※予算に達し次第、受付を終了いたします。

##### **■応募申請先及び問い合わせ先**

別表のとおり

令和元年5月

国土交通省

## < 目 次 >

I. 地籍整備推進調査費補助金の概要	
1. 目的	..... P 2
2. 補助事業の仕組み	..... P 2
II. 補助対象事業の選定	
1. 選定方法	..... P 4
2. 選定基準	..... P 4
3. 留意事項	..... P 5
III. 応募申請・ヒアリング・交付申請等について	
1. 応募申請について	..... P 6
2. ヒアリングの実施について	..... P 6
3. 選定後の交付申請等について	..... P 7
IV. 事業の実施にあたっての留意点	
	..... P 8
別表 申請・問い合わせ窓口	
	..... P 9
別添 応募申請書・様式	

## I. 地籍整備推進調査費補助金の概要

### 1. 目的

土地の境界等を明確にする地籍調査の進捗率は、52%（平成29年度末現在）にとどまり、特に都市部（DID）は25%と進捗が遅れているところです。一方で、土地取引や市街地開発の際には境界の測量が行われていますが、その成果はあまり地籍整備には活用されていません。

国土調査以外の測量成果については、国土調査法第19条第5項の国土交通大臣指定（以下「19条5項指定」という。）を受ければ、地籍調査の成果と同等のものとして扱うことができます（参考1）。

本補助金は、測量成果の19条5項指定等を促進することにより都市部の地籍整備を進めるため（参考2）、民間事業者等が19条5項指定申請等を行う測量・調査等に必要な経費を支援するものです。

#### （参考1）国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）第19条第5項

国土調査以外の測量及び調査を行った者が当該調査の結果作成された地図及び簿冊について政令で定める手続により国土調査の成果としての認証を申請した場合においては、国土交通大臣又は事業所管大臣は、これらの地図及び簿冊が第二項の規定により認証を受けた国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めたときは、これらを同項の規定によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができる。

#### （参考2）「民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について」

（平成26年3月12日付け国土交通省土地・建設産業局長通知）

※国土交通省土地・建設産業局地籍整備課のホームページからダウンロードできます。

<http://www.chiseki.go.jp/plan/katuyou/index.html>

### 2. 補助事業の仕組み

#### （1）事業主体

本要領において募集する事業主体は、民間事業者等とします。

民間事業者等とは、街づくり事業や測量等を実施する民間法人のほか、事業実施準備組合及び街づくり協議会の地権者組織等です。

※地方公共団体を事業主体として本補助金を活用したい場合は、別途問合せ先までご連絡下さい。

#### （2）対象地区

地籍整備推進調査費補助金の対象地区は、以下の一及び二の要件を満たす地域とします。

一 人口集中地区（国勢調査による人口集中地区をいう。）又は都市計画区域（都市計画法第4条第2項に定める都市計画区域をいう。）であること。ただし、地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地図が備え付けられている地域を除く。

二 調査実施計画に位置付けられた一調査実施地区あたりの面積が500m<sup>2</sup>以上であること。

### (3) 補助対象経費、補助率及び限度額

補助の対象となるのは、19条5項指定申請等による地籍情報の整備に係る以下の費用（以下「補助対象経費」という。）です。補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の1／3以内です。また、補助対象経費には以下の通り限度額が決められています。



※支払対象となる行為が、交付決定後、かつその年度中に行われるものであり、さらに交付決定を受けた事業内容に係るものである場合に限ります。

※交付決定日以降に補助事業が開始されることになるため、応募、交付申請に要する経費を含め交付決定日より前に発生した経費（発注を含む。）は補助の対象となりません。

※補助事業として実施した調査・測量成果は必ず19条5項指定申請等を行うことが必要です。

※詳細については、「地籍整備推進調査費補助金制度要綱」及び「地籍整備推進調査費補助金交付要領」を参照して下さい。

### (4) 予算額

令和元年度予算の額は119百万円（国費）の内数です。

## II. 補助対象事業の選定

### 1. 選定方法

地籍整備推進調査費補助金の補助対象事業は、募集期間内に応募があった事業の中から選定します。必ずしも応募があった事業が全て選定され、希望額どおりに補助できるとは限りません。

### 2. 選定基準

地籍整備推進調査費補助金の補助対象事業の選定にあたっては、以下の観点から審査を行います。

#### ○形式審査

- (1) 補助対象事業の事業主体が、I. 2. (1) の要件を満たしていること。
- (2) 補助対象事業の調査実施地区が、I. 2. (2) の要件を満たしていること。
- (3) 補助対象事業の事業期間が適切であること。
  - ・令和2年3月までに測量（地籍整備推進調査）を終えることが原則です。年度をまたいで事業を実施する場合は年度毎に事業を区切り、翌年度の事業についても補助を活用したい場合は、翌年度の募集開始後に再度応募が必要となります。また、補助対象経費の限度額は各年度の合計が適用されます。
- (4) 事業に要する資金（国費以外の部分）の調達が確実であること、事業実施方法が適切であること等。

#### ○内容審査

- (1) 事業主体が、補助金に係る事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。
  - ・事業主体は、測量（地籍整備推進調査）の進行管理や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。  
※必ず「地籍整備推進調査費補助金交付要領」を読み、適切な経理を行ってください。
- (2) 補助対象事業の事業目的が適切であること。
  - ・「地籍整備推進調査費補助金制度要綱 第1 目的」を踏まえ、19条5項指定等を通じて地籍情報として整備するための事業であることが必要です。
- (3) 地方公共団体の了承を得ていること。
  - ・調査実施地区を管轄する地方公共団体（市区町村）と調整し、19条5項指定を行うこと、及び補助申請を行うことに対して了承を得ていることが必要です。
- (4) 登記所等への情報提供がなされていること
  - ・不動産登記法第14条第1項の地図として登記所に備え付けられるよう、19条5項指定の申請を行い、国土調査法第20条の規定に基づく成果の写しの送付がされることについて、登記所等に事前に情報提供を行うことが必要です。
  - ・また、国土調査法第20条の規定に基づく成果の写しの送付後に不動産登記法第14条第1項の地図として登記所に備え付けられる予定であるか、事業開始前に確認してもらうことが必要です。

### **3. 留意事項**

補助対象事業の選定にあたっては、調査実施地区を管轄する地方公共団体等に対し、応募申請書の内容が適切か照会を行う場合もあります。

### III. 応募申請・ヒアリング・交付申請等について

#### 1. 応募申請について

##### ○留意事項

- ・補助金の交付を希望する場合には、応募申請書に必要事項を記載し、別表の申請・問い合わせ窓口まで郵送又は持参して下さい。  
(様式は、必ず本募集要領における様式を使用して下さい。)

<応募申請時に提出を必ずお願いするもの>

##### ①応募申請書

- ・応募申請書：応募団体の代表者の捺印が必要です。
- ・様式1：事業主体について
- ・様式2：調査実施地区について
- ・調査実施地区の位置図及び公図（不動産登記法第14条第4項図面）
- ・その他関係図面（測量の概要を示す図面、まちづくりにおける位置付けを示した図面等）

##### ②会社・法人の登記事項証明書の写し（おおむね3ヶ月以内のもの）

##### ③会社・法人の商業・法人登記がない場合は、以下の資料を提出してください。

- ・応募団体会則  
※応募申請時に作成中の場合は、後日送付して下さい。
- ・応募団体の役員または構成員の名簿
- ・応募団体の活動または事業の実績がわかる資料

※選定にあたって、財務諸表や要望額の根拠となる積算書等、上記以外に資料の提出を別途求めることができます。

※応募の状況や事業の内容により対象要件を満たしていても事業が選定されない可能性があります。

##### ○応募申請書類の提出先

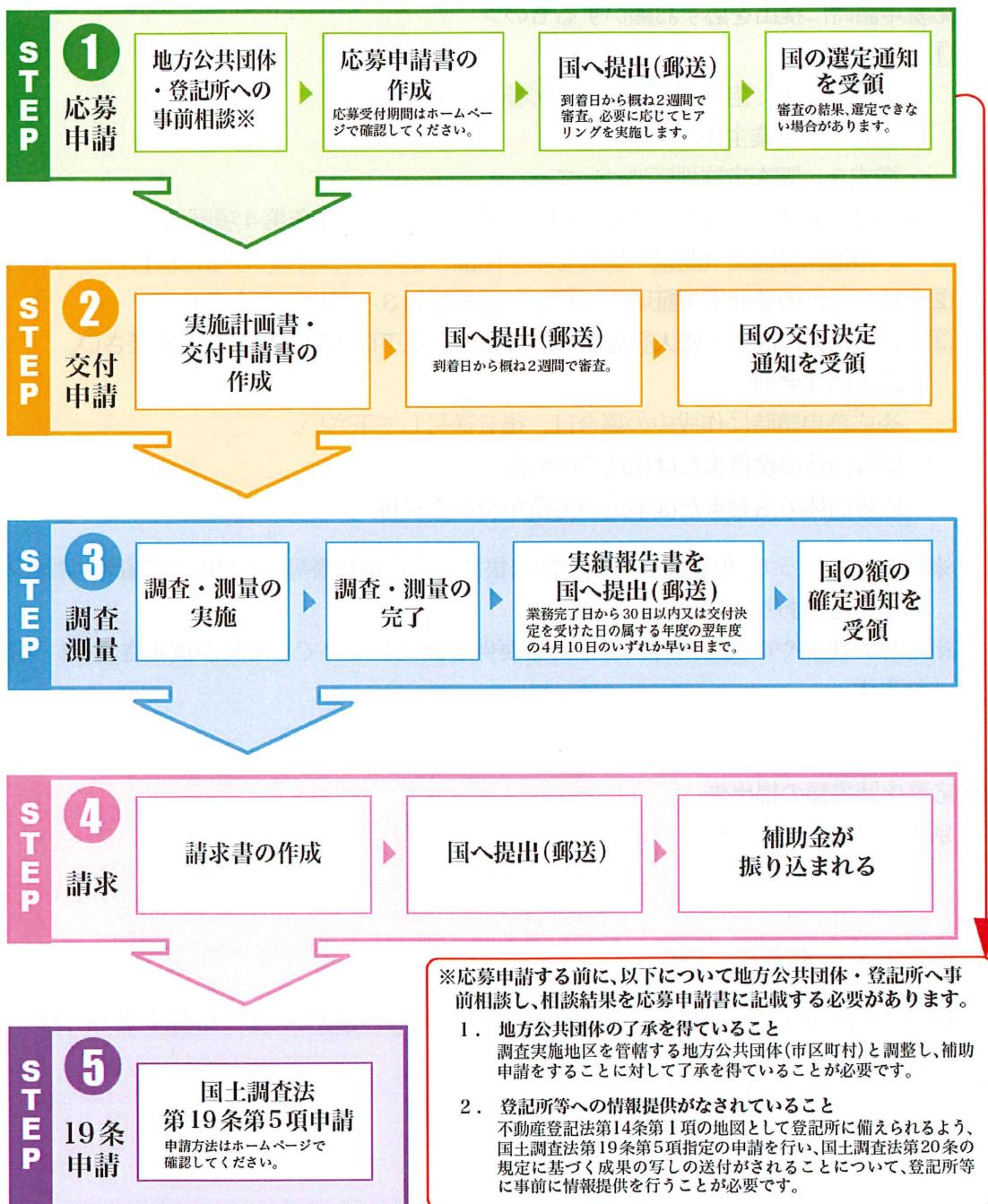
別表のとおり

#### 2. ヒアリングの実施について

選定にあたっては、必要に応じて各応募団体に対し、電話等により応募事業の内容についてヒアリングを実施いたします。

### 3. 選定後の交付申請等について

- 補助対象事業に選定された場合は、速やかに実施計画書および交付申請書を提出して下さい。なお、交付申請等の手続きや様式等の詳細については、国土交通本省地籍整備課のホームページ（URLは<http://www.chiseki.go.jp/plan/hojokin/index.html>）にも掲載している「地籍整備推進調査費補助金制度要綱」、「地籍整備推進調査費補助金交付要領」をご参照下さい。
- なお、手続きの主な流れは以下のとおりです。



## IV. 事業の実施にあたっての留意点

### 《必ずお読みください》

本補助金の活用に際しては、下記の事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、同法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、地籍整備推進調査費補助金制度要綱（平成 22 年 4 月 1 日付国土交通省国土国第 417 号）、地籍整備推進調査費補助金交付要領（平成 22 年 4 月 1 日付国土交通省国土国第 417 号）の規定を遵守して頂くことになりますのでご留意下さい。

#### (補助金の交付申請)

- ・前年度から継続して補助事業を行う場合も、再度、応募申請、交付申請手続きを行う必要があります。
- ・前年度に選定された案件であっても、事業の内容や事業の進捗状況等について改めて審査を行います。場合によっては、選定されないこともあります。

#### (事業内容の変更)

- ・事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、国土交通大臣による事前承認を受けることが必要です。また、補助事業が予定より大幅に遅れる事象が発生した場合は、速やかに別表窓口までご報告ください。

#### (地籍調査の成果と同等以上の精度又は正確さの確認)

- ・事業主体は、実績報告書の提出までに、基準点測量については、第三者機関が確認した結果（審査書や検定書等の写し）、境界測量（用地測量）については、第三者機関が確認した結果か境界点間距離の測量精度管理表を提出しなければなりません。

#### (実績報告)

- ・事業主体は、補助事業が完了した日から起算して 30 日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日までに、実績報告書等を提出しなければなりません。

#### (補助金の支払)

- ・補助金の支払は、原則として、実績報告書の提出を受け、金額の確定後の精算払いとなります。（年度途中でも事業が完了している場合には、隨時所定の手続きにより支払われます。）

#### (事業の実施後)

- ・事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領收書等を含む。）を整理し、交付年度終了後 5 年間保存しなければなりません。事業完了後に証拠書類を確認する事がありますので、事業実施中から遺漏なく整理してください。
- ・事業完了後に、本事業による結果を公表させて頂く場合があります。（公表内容は、事前に確認させて頂きます。）

(その他)

- ・本事業の内容に個人情報が含まれる場合は、取扱いに十分ご注意下さい。
- ・必要があると判断された場合、事業中又は事業後に補助事業に関する報告等を求めることや、関係者の事情聴取をして頂く場合があります。
- ・19条5項指定申請の時期は、最終的な区画に整理され、分筆等の不動産の表示に関する登記がされた時点となります。

## 別 表

○地籍整備推進調査費補助金に関する申請・問い合わせ窓口

測量・調査を実施した都道府県	申請・問い合わせ窓口
北海道	北海道開発局 開発監理部 用地課 地籍整備第二係 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目(札幌第一合同庁舎) 電話番号 011-709-2311
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北地方整備局 用地部 用地企画課 地籍調査係 〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1(仙台合同庁舎B棟) 電話番号 022-225-2171
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県	関東地方整備局 用地部 用地企画課 地籍整備係 〒330-9724 さいたま市中央区新都心2番地1 (さいたま新都心合同庁舎二号館) 電話番号 048-601-3151
新潟県 富山県 石川県	北陸地方整備局 用地部 用地企画課 地籍整備第一係 〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1(新潟美咲合同庁舎第一号館) 電話番号 025-370-6528
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	中部地方整備局 用地部 用地企画課 支援係 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1(名古屋合同庁舎第二号館) 電話番号 052-953-8105
福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿地方整備局 用地部 用地企画課 地籍調査係 〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44(大阪合同庁舎第一号館) 電話番号 06-6942-1141
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	中国地方整備局 用地部 用地企画課 地籍調査係 〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 電話番号 082-221-9231
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国地方整備局 用地部 用地企画課 地籍調査係 〒760-8554 高松市サンポート3-33 電話番号 087-851-8061
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	九州地整備局 用地部 用地企画課 地籍整備第一係 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7(福岡第二合同庁舎) 電話番号 092-471-6331
沖縄県	沖縄総合事務局 開発建設部 用地課 支援係 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1(那覇第2地方合同庁舎2号館) 電話番号 098-866-1902